

佐野短期大学シラバス2014

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
日本国憲法 the constitution		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(教職課程(必修科目))	
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
法学				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
高須則行	非常勤講師室	出講日		授業中に指示します
授業の概要				
日本国の基本的な在り方を規定する日本国憲法の基本原理(国民主権・基本的人権の保障・権力分立制・平和主義)と基本的人権の種類(法の下での平等・自由権・社会権等)の知識の習熟を図る。				
授業の目標				
①日本国憲法の基本原理(国民主権・基本的人権の保障・権力分立制・平和主義)を説明できるようにする。 ②基本的人権の種類(法の下での平等・自由権・社会権等)を説明できるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問をすることで、自らの考えを説明できるようにする。				
学習の成果(学習成果)				
私たちの日常生活の中には、私たちの人権が侵害される危険がいろいろなところに潜んでいます。ところで、私たちが自分の人権を侵害されたと理解するためには、その前提として私たちが人権を有していることを知っていなければなりません。つまり、私たちは人権を有しているという意識を持っていなければ、その人権が侵害されたということも意識することができません。この授業を通して、国民の基本的人権にはどのようなものがあるかを説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	憲法へのいざない：日常生活と憲法			
第2回目	憲法の内容：憲法にはどのようなことが書かれているのですか？			
第3回目	統治機構：三権分立制度			
第4回目	「憲法」という言葉の意味			
第5回目	「主権」という言葉の意味			
第6回目	基本的人権の体系(1)：基本的人権の全体像 *中間試験			

第7回目	基本的人権の体系（２）：基本的人権の全体像	
第8回目	基本的人権の体系（３）：基本的人権の全体像	
第9回目	基本的人権の性質：固有性・普遍性・不可侵性	
第10回目	基本的人権の制約原理：公共の福祉	
第11回目	基本的人権の種類（１）：法の下での平等	
第12回目	基本的人権の種類（２）：自由権（信教の自由）	
第13回目	基本的人権の種類（３）：自由権（表現の自由）	
第14回目	基本的人権の種類（４）：社会権（生存権） ※ 期末試験	
第15回目	日本国憲法の社会的的重要性	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度		
レポート		
調査報告書		
小テスト	40%	基本的用語・重要事項の理解度
試験	60%	全体的・体系的事項の理解度
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
教科書：『憲法概説』（司法協会・２００７）		
履修上の留意点・ルール		
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のために記すと、テキストは必ず持ってくる、板書の内容は整理してノートに取ること。		